

市立四日市病院の電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、市立四日市病院（以下「当院」）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、当院が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は当院が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ① グリーン電力証書の当院への譲渡予定量
- ② 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み

(評価)

第5条 当院が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電力事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」）により算定し、その評価点等を「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」）に記載し、四日市市病院事業管理者に提出する。

2 当院事務局総務課長は電気事業者から提出された様式1「評価項目報告書」の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は次のとおりとする。

第4条(1)の①から③に定める基本項目を、別表1「評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

基本項目の評価点が70点に満たない場合、第4条(2)の①から②に定める加点項目の得点を加えた

合計点数が 70 点以上であること。

(落札資格の確認)

第 7 条 当院事務局総務課長は、各電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第 8 条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第 9 条 本方針に係る事務処理は、事務局施設課において行う。

附則

- 1 この方針は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この方針は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表1 「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」

環境評価基本項目	区分	配点
① 平成28年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) [単位] kg-CO ₂ /kWh	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
	0.650 以上	20
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
上記①から③の合計	—	100
環境評価加点項目	区分	配点
④グリーン電力証書の市立四日市病院への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された係数をいう。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

$$\text{平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力}}{\text{平成 28 年度の供給電力 (電力端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）」第二条第 4 項において再生可能エネルギーに該当する者を除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス
- ④平成 28 年度分の未利用エネルギーによる発電電力量は他電気事業者への販売分には含まない。
- ⑤平成 28 年度分の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を平成 28 年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値をいう。

- ①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用料（送電端(kWh)）
- ②平成 28 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）。（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）
- ③再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。
- ④平成 28 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。
- ⑤平成 28 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(算出方式)

$$\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{平成 28 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (①+②) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}}$$

※4 グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得たものが落札した場合、落札後、電力の供給開始の1ヶ月前までの間にグリーン電力証書を市に譲渡することとする。具体的には、グリーン電力証書の発行を行ったものが、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等において、四日市市病院事業管理者に譲渡する。書類等がある場合も譲渡することとする。なお、グリーン電力証書はグリーンエネルギー認証センター（旧グリーン電力認証機構）が認証したものであって、発電施設が三重県内に存するものとする。

※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。